

地方公共団体における環境配慮契約に関する アンケート調査結果について（概要）

1. 調査目的

環境配慮契約法第4条において地方公共団体等は、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、環境配慮契約の推進に努める旨定められている。環境省においては、地方公共団体における環境配慮契約の実施状況を把握し、その普及方策等の検討に係る基礎資料とすることを目的に平成20年度より毎年度「地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施してきたところである。

また、法の附則第2項に定められたとおり、5年が経過した場合において法の施行状況等について検討を加え、必要に応じ、所要の措置を講ずるものとされている。そのため、本年度のアンケート調査においては、地方公共団体における環境配慮契約の認知度や取組状況、今後の取組意向、主に運用面での取り組む上での阻害要因等に関する課題の把握等の従前の設問に加え、阻害要因等に対応する解決方策や制度面の課題を把握するための設問、環境配慮契約の導入促進のために必要な国に求める措置等（制度面を含む）に関する設問を追加し、法の施行状況等に係る検討の基礎資料を収集することを目的として調査を実施した。

2. 調査の概要

（1）調査対象

すべての地方公共団体（47都道府県、20政令指定都市、23特別区、767市、748町、184村。計1,789団体（本年4月1日現在））の総務・出納担当、環境担当または公共工事担当部局

（2）調査期間

平成24年8月6日から9月3日（9月28日受付分まで有効）

（3）調査方法

発送方法：紙によるアンケート調査票の郵送配布

回答方法：アンケート調査票の郵送回収またはインターネット調査画面からの回答
（各団体固有のID及びパスワードを発行）

(4) 主な調査項目

主なアンケート調査項目は、次のとおり。

- 環境配慮契約法の理解度
- 環境配慮契約の進展度合
- 契約方針の策定状況
- 5つの契約類型ごとの環境配慮契約への取組状況、契約内容、課題等
- 環境配慮契約に当たっての阻害要因、参考情報、国の施策等
- 環境配慮契約全般に関する意見・要望等

表1 アンケート調査の設問の概要

問番号	設問	問番号	設問
問1	環境配慮契約法の理解度	問6-2	船舶の設計に係る契約の件数、環境配慮契約の内訳
問2	環境配慮契約の進展度合	問6-3	小型船舶の調達に係る契約状況
問2-1	環境配慮契約の進展内容	問6-4	小型船舶の調達総隻数、環境配慮契約の内訳
問2-2	環境配慮契約に役立つツール	問6-5	船舶の調達に係る契約の課題
問2-3	環境配慮契約の効果	問7	ESCO事業に係る契約の取組状況、省エネ工事の実施状況
問3	契約方針の策定状況	問7-1	ESCO事業等に係る契約の件数、環境配慮契約の内訳
問3-1	契約方針の策定分野	問7-2	ESCO事業等の環境負荷低減効果、光熱水費の縮減効果
問3-2	契約方針及び契約実績の公表状況	問7-3	ESCO事業に係る契約の課題
問4	電気の供給を受ける契約の取組状況	問7-4	省エネチューニングの認知度
問4-1	電気の供給を受ける契約の内容	問7-5	省エネチューニングの実施検討状況
問4-2	電気の供給を受ける契約の件数・電力量 (環境配慮契約の内訳)	問7-6	省エネチューニングの実施検討意向
問4-3	電気の供給を受ける契約の課題	問8	建築物の設計に関する契約の取組状況
問5	自動車の購入等に係る契約の取組状況	問8-1	建築物の設計に関する契約の件数、環境配慮型プロポーザル方式の件数
問5-1	自動車の購入等に係る契約の内容	問8-2	建築物の設計に関する契約の課題
問5-2	自動車調達台数、環境配慮契約の内訳	問9	環境配慮契約に当たっての阻害要因
問5-3	自動車の購入等に係る契約の課題	問10	環境配慮契約の進展のために国が実施すべき取組
問6	船舶の設計の発注、小型船舶の調達	問11	環境配慮契約全般に関する意見、要望等
問6-1	船舶の設計に係る契約状況		

これらの設問から、地方公共団体における環境配慮契約の取組状況および取組促進に係る課題の把握、各団体における取組を促進するための方策等の検討に資する情報の把握を行った。

3. 調査結果の概要

(1) 回収結果

団体規模別の回収結果は、下表のとおり。

表2 団体規模別の回収結果

	発送数	回収数	回収率(%)
都道府県・政令指定都市	67	67	100.0
区市	790	665	84.2
町村	932	641	68.8
合計	1,789	1,373	76.7

注1：郵送による回収は284件（20.7%）、インターネットによる回収は1089件（79.3%）

注2：過去の回収率は、23年度71.4%、22年度76.7%

4. 調査結果の概要

問1 環境配慮契約法の理解度

[問1 貴団体では、「環境配慮契約法」を理解されていますか。]

環境配慮契約法の理解度については、「理解している」が全体で34.2%、都道府県・政令市は9割超、区市で40.9%となっている。町村でも21.2%と2割を超えたものの、1割は「聞いたことがない」と回答している。

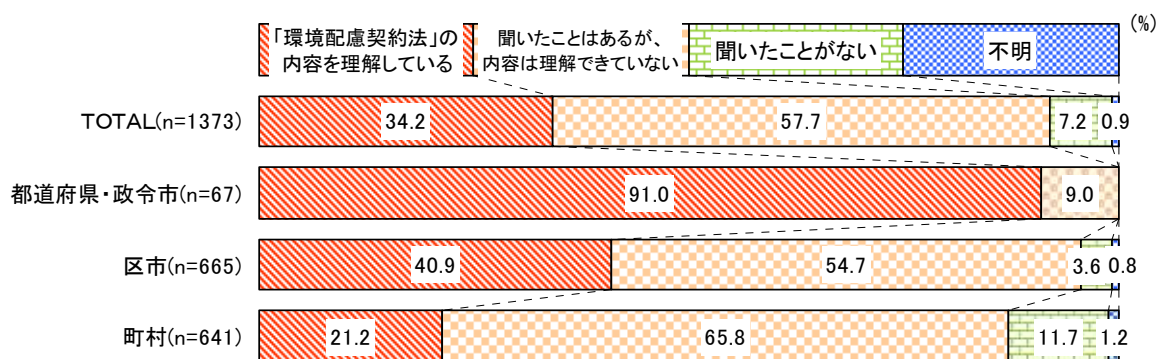
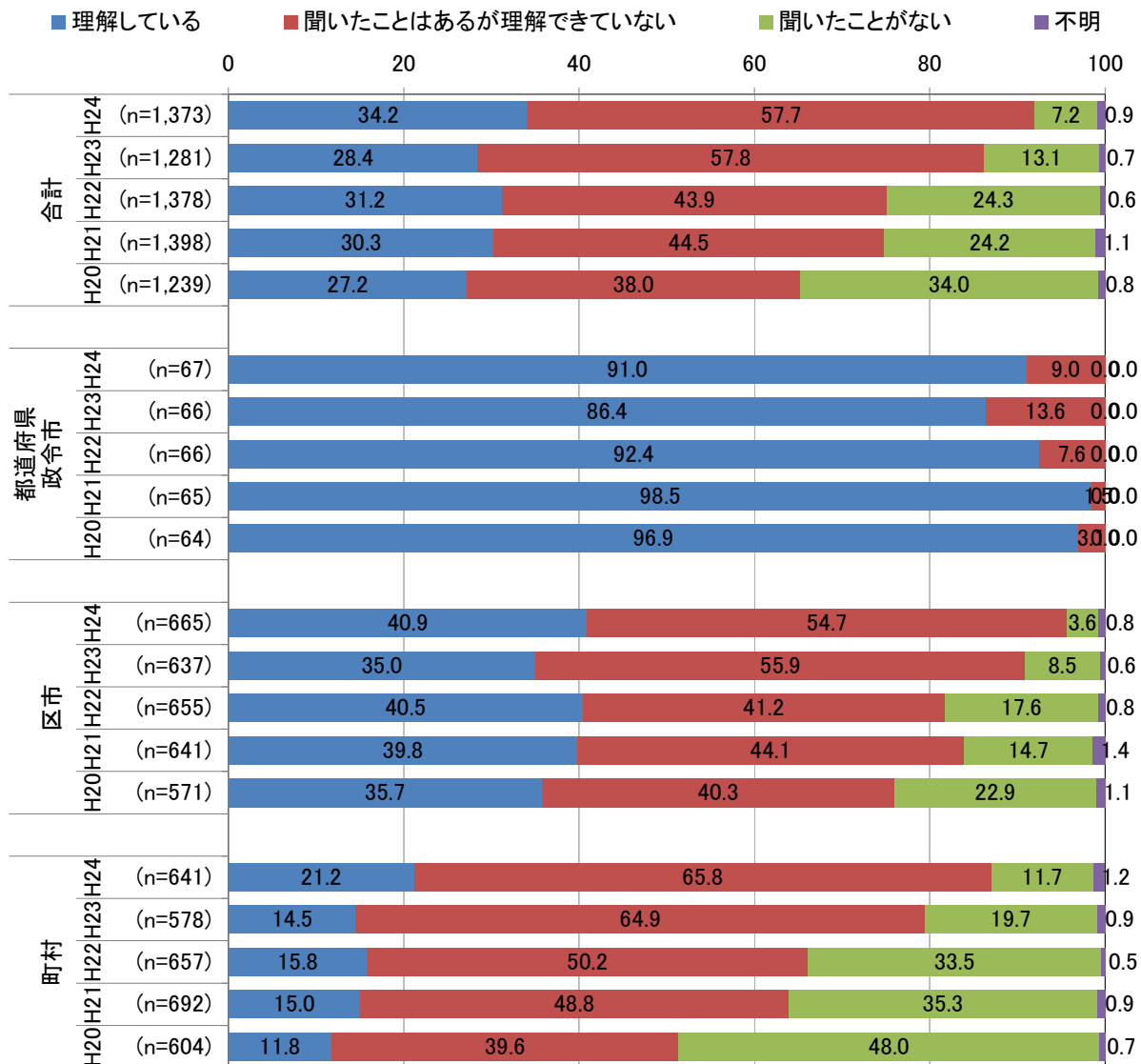


図1-1 環境配慮契約法の理解度

また、過去5年の推移をみると、「聞いたことがない」は20年度に全体で34.0%だったものが今年度は7.2%にまで減少し、認知度は着実に高まっている。一方、「理解している」との回答（22年度以前は「知っている」と聴取）については、増加は見られるものの微増であり、「聞いたことはあるが、内容については理解できていない」が大きく増加してきている。



※ 22年度以前の設問は、(内容を)「知っている」「聞いたことはあるが知らない」「知らない」として聴取

図1-2 環境配慮契約法の理解度（過去5年の推移）

問2 環境配慮契約法の進展状況

[問2 環境配慮契約法は施行後5年が経ちますが、貴団体では、昨年度に比べて環境配慮契約の取組は進展していますか。]

環境配慮契約の進展状況は、何らかの進展があった(「とても進展した」または「やや進展した」とする回答は全体の6%にとどまる。特に、区市、町村では、「取り組んでいない」が4割超に達している。

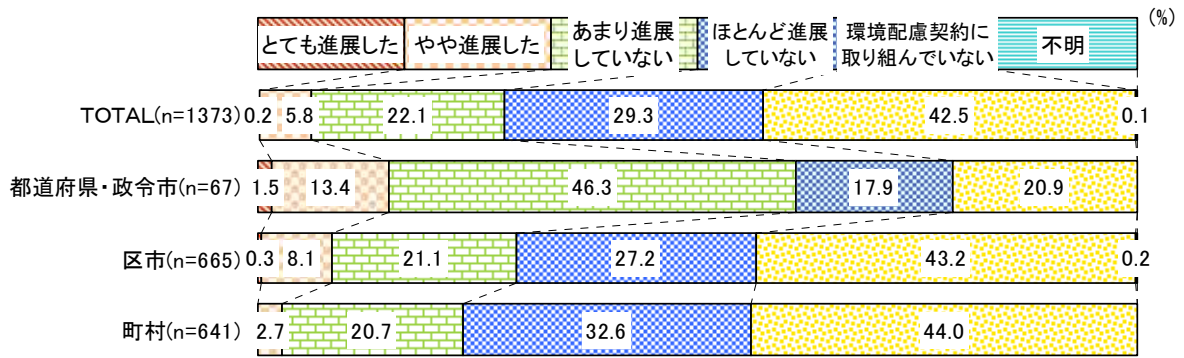


図 2-1 環境配慮契約法の進展状況

問 2-1 環境配慮契約法の進展状況

[問 2-1 環境配慮契約の進展の内容についてお答えください。また、「契約類型が増えた」「件数割合が拡大した」場合は、その契約類型についてもお答えください。]

何らかの進展があったと回答した 83 団体に進展の内容を聴取したところ、主に「契約類型の拡大」、「契約件数の拡大」があげられた。

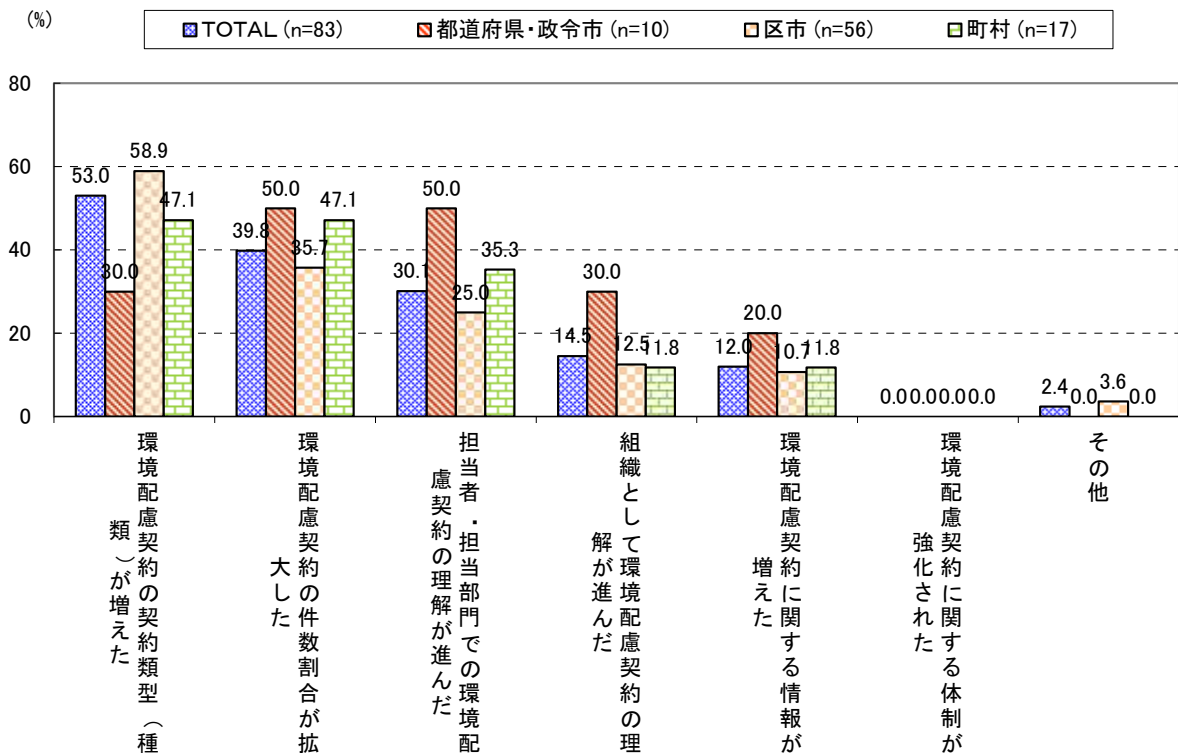


図2-1-1 環境配慮契約の進展の内容

「環境配慮契約の契約類型が増えた」と回答した 44 団体に、増えた契約類型を聴取したところ、「電気の供給を受ける契約」35 団体、「自動車の購入・賃貸借に係る契約」9 団体となった。

表2-1-1 増えた契約類型

上段:度数 下段:%	電気の供給 を受ける契 約	自動車の購 入及び賃貸 借に係る契 約	建築物の設 計に関する 契約	船舶の調達 に係る契約	ESCO事業 に係る契約	その他
TOTAL	44	35	9	2	0	2
	100	79.5	20.5	4.5	0.0	4.5
都道府県・政令市	3	3	0	0	0	0
	100	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
区市	33	30	4	1	0	1
	100	90.9	12.1	3.0	0.0	3.0
町村	8	2	5	1	0	1
	100	25.0	62.5	12.5	0.0	12.5

同様に、「環境配慮契約の件数割合が増加した」と回答した 33 団体にその契約類型を聴取したところ、「電気の供給を受ける契約」20 団体、「自動車の購入・賃貸借に係る契約」16 団体となった。

表2-1-2 件数割合が拡大した契約類型

上段:度数 下段:%	電気の供給 を受ける契 約	自動車の購 入及び賃貸 借に係る契 約	建築物の設 計に関する 契約	船舶の調達 に係る契約	ESCO事業 に係る契約	その他
TOTAL	33	20	16	1	0	4
	100	60.6	48.5	3.0	0.0	12.1
都道府県・政令市	5	4	1	0	0	0
	100	80.0	20.0	0.0	0.0	0.0
区市	20	15	7	0	0	2
	100	75.0	35.0	0.0	0.0	10.0
町村	8	1	8	1	0	2
	100	12.5	100.0	12.5	0.0	25.0

問 2 - 2 環境配慮契約の進展に役立ったもの

[問 2 - 2 環境配慮契約の進展に役立ったものについてお答えください。]

何らかの進展があったと回答した 83 団体に、役立ったものを聴取したところ、「環境配慮契約導入のための地方公共団体マニュアル」をあげる団体が最も多く 35 団体 (42%)、次いで「国の環境配慮契約法に基づく基本方針」29 団体 (35%)、「環境配慮契約法パンフレット」25 団体 (30%)、「環境配慮契約法基本方針全国説明会」15 団体 (18%) と続いた。

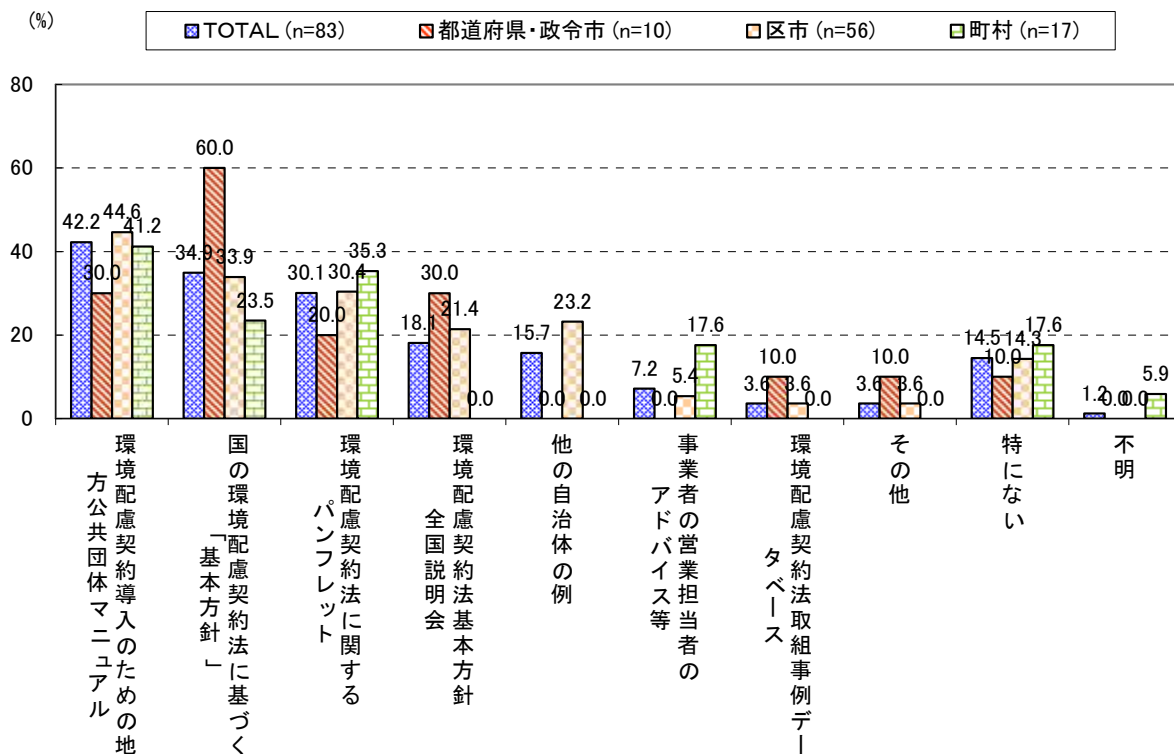


図2-2-1 環境配慮契約の進展に役立ったもの

問2-3 環境配慮契約による効果

[問2-3 環境配慮契約によって、貴団体ではどのような効果が現れていますか。]

何らかの進展があったと回答した83団体に、どのような効果が現れたか聴取したところ、実感する効果として「職員の意識啓発効果」、「企業（入札参加者）の環境意識の向上」等があげられた。

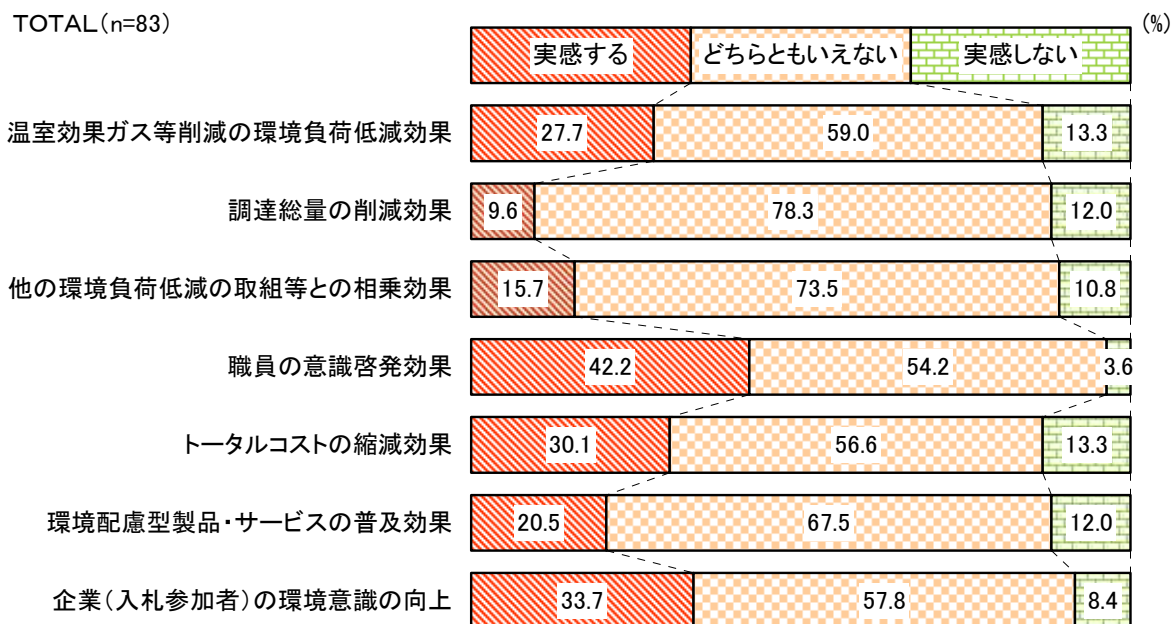


図2-3-1 環境配慮契約による効果

問3 「契約方針」の策定状況

[問3 貴団体では、環境配慮契約の種類等を定めた『契約方針』を策定していますか。]

「契約方針」の策定状況は、全体の1割が「策定済み」と回答し、都道府県・政令市では31.3%、区市では12.5%、町村では5.5%となっている。一方、「現時点では策定予定なし」との回答は、全体の7割、区市で68.4%、町村で73.9%にのぼる。

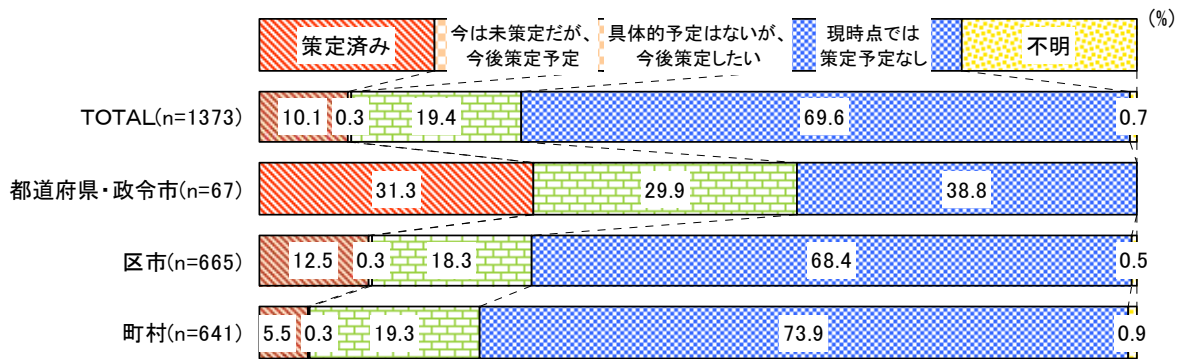
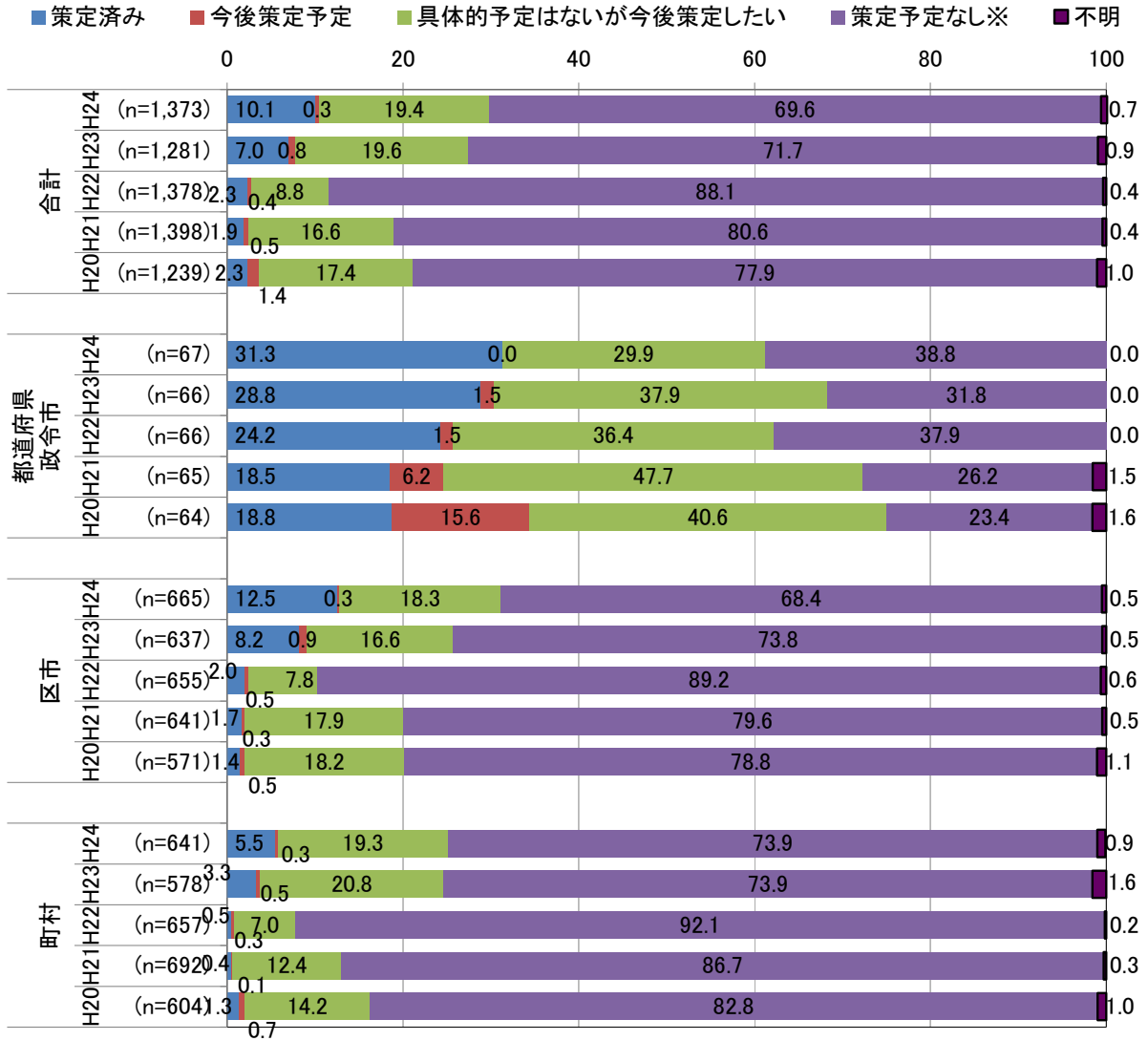


図3-1 「契約方針」の策定状況

また、過去5年の推移をみると、策定団体数は着実に増加しているものの、「現時点では未策定だが、今後策定予定」あるいは「具体的な策定予定はないが、今後策定したい」とする回答は伸び悩みをみせている。



※ 23年度は「現時点では、環境配慮契約に取り組む予定なし」、22年度以前は「現時点では、環境配慮契約に取り組むかどうか分からない」として聴取

図3-2 「契約方針」の策定状況（過去5年の推移）

問3-1 「契約方針」の策定分野

[問3-1 「契約方針」を策定している分野についてお答えください。]

「契約方針」を「策定済み」あるいは「今後策定予定」と回答した団体に、その策定分野を聴取したところ、全体では「自動車の購入・賃貸借に係る契約」が多く、区市、町村において策定されている。都道府県・政令市では「電気の供給を受ける契約」が多くみられ、17団体が契約方針を策定している。

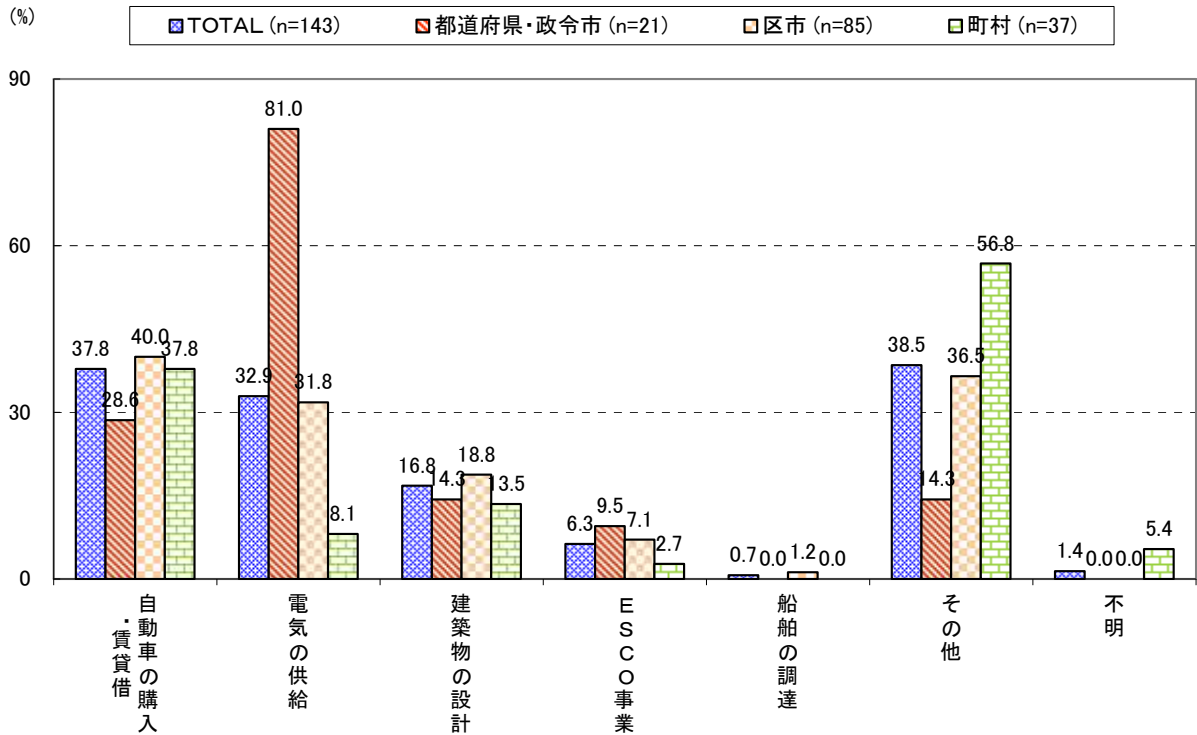


図3-1-1 「契約方針」の策定分野

問3-2 「契約方針」等の公表状況

[問3-2 貴団体では、『契約方針』及び『契約実績』を公表していますか。また、公表している場合、その公表手段についてお答えください。]

「契約方針」を「策定済み」あるいは「今後策定予定」と回答した団体に、「契約方針」や「契約実績」の公表状況を聴取したところ、「契約方針」は全体の61.5%が、都道府県・政令市は大半が公表しており、区市、町村も半数以上となっている。「契約実績」については全体の26.6%が「公表している」と回答し、規模に関わらず2~3割程度の団体が公表することとまっている。

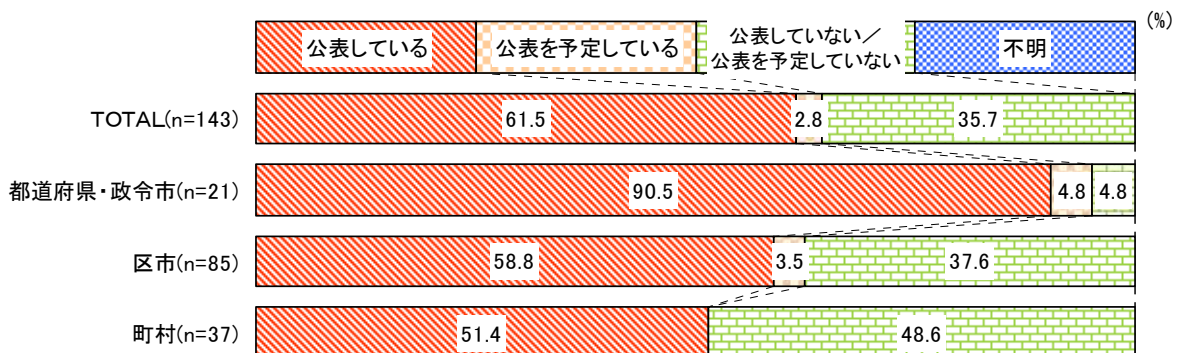


図3-2-1 「契約方針」の公表状況

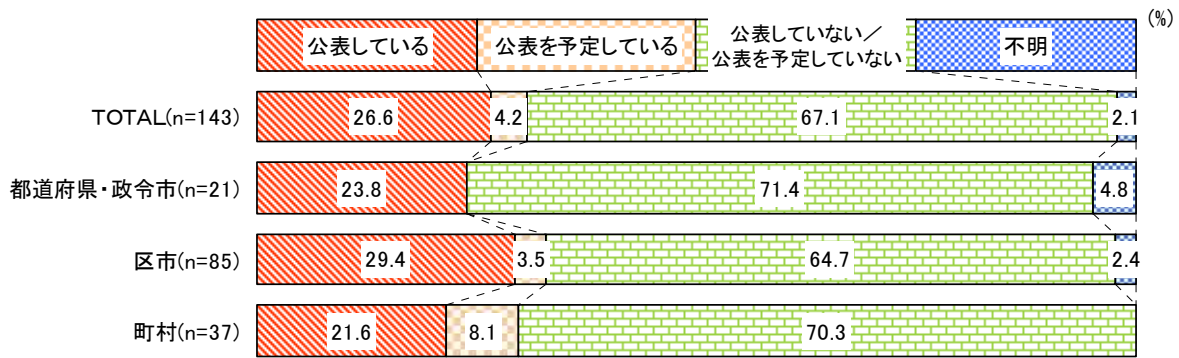


図3-2-2 「契約実績」の公表状況

「契約方針」および「契約実績」の公表団体に対して手段を聴取したところ、いずれも「団体ホームページ」が約8割を占めていた。

表3-2-1 「契約方針」の公表手段

上段:度数 下段:%	貴団体ホームページ	広報(行政だより等)	環境白書、環境レポート等	パンフレット、冊子等	プレスリリース	その他
TOTAL	88	71	11	9	6	10
	100	80.7	12.5	10.2	6.8	11.4
都道府県・政令市	19	18	0	2	0	1
	100	94.7	0.0	10.5	0.0	5.3
区市	50	40	6	7	5	8
	100	80.0	12.0	14.0	10.0	16.0
町村	19	13	5	0	1	1
	100	68.4	26.3	0.0	5.3	5.3

表3-2-2 「契約実績」の公表手段

上段:度数 下段:%	貴団体ホームページ	広報(行政だより等)	環境白書、環境レポート等	プレスリリース	パンフレット、冊子等	その他
TOTAL	38	29	5	4	2	5
	100	76.3	13.2	10.5	5.3	13.2
都道府県・政令市	5	5	0	1	0	0
	100	100.0	0.0	20.0	0.0	0.0
区市	25	20	1	3	2	4
	100	80.0	4.0	12.0	8.0	16.0
町村	8	4	4	0	0	1
	100	50.0	50.0	0.0	0.0	12.5

問4 電気の供給を受ける契約の取組状況

[問4 貴団体では、電気の供給を受ける契約について、組織的に環境配慮契約に取り組まれていますか。]

「電気の供給を受ける契約」の取組状況については、都道府県・政令市の2割強が「全庁的に取り組んでいる」のに対して、町村は「取り組むことができない」が半数を占めている。

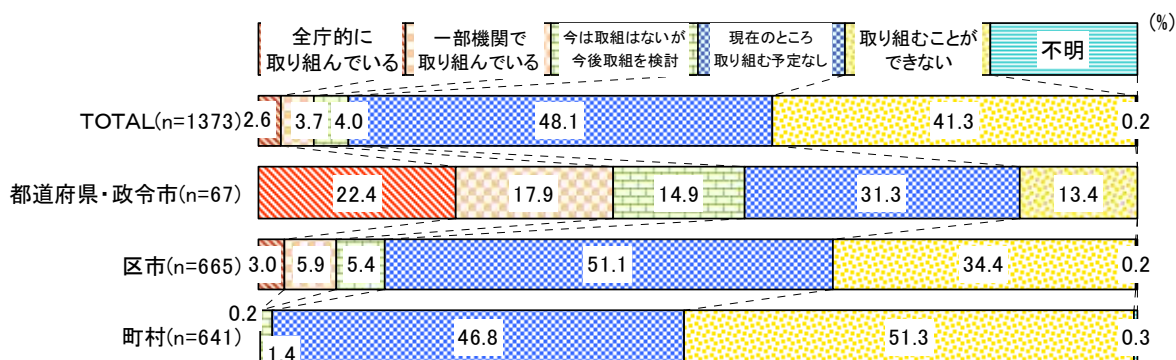


図4-1 「電気の供給を受ける契約」の取組状況

問4-1 電気の供給を受ける契約の内容

[問4-1 貴団体の電気の供給を受ける契約についてお答えください。]

何らかの取組を行っていると回答した87団体にその内容を聴取したところ、「裾切り基準に『地域ごとの二酸化炭素排出係数』を採用」、「裾切り基準に『未利用エネルギーの活用状況』を採用」、「裾切り基準に『新エネルギーの導入状況』を採用」との回答がそれぞれ7割を超えていた。

表4-1-1 「電気の供給を受ける契約」の内容

上段:度数 下段:%	裾切り基準に「地域ごとの二酸化炭素排出係数」を採用	裾切り基準に「未利用エネルギーの活用状況」を採用	裾切り基準に「新エネルギーの導入状況」を採用	裾切りグリーン電力証書調達予定量を加点評価	裾切り環境マネジメントシステム認証取得を加点評価	独自評価項目や基準を設定し、裾切り方式を採用	裾切り方式オプションとして環境報告書発行を加点評価	裾切り方式オプションとして地域の環境活動を加点評価	独自評価項目や基準を設定し、総合評価落札方式を採用	その他	
TOTAL	87	68	61	61	44	12	9	4	3	1	10
	100	78.2	70.1	70.1	50.6	13.8	10.3	4.6	3.4	1.1	11.5
都道府県・政令市	27	20	18	19	12	8	5	4	3	0	2
	100	74.1	66.7	70.4	44.4	29.6	18.5	14.8	11.1	0.0	7.4
区市	59	47	42	41	31	4	4	0	0	1	8
	100	79.7	71.2	69.5	52.5	6.8	6.8	0.0	0.0	1.7	13.6
町村	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	100	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

問4-3 電気の供給を受ける契約の阻害要因

[問4-3 貴団体が、電気の供給を受ける契約において環境配慮契約に取り組むに当たって障害になっていることはありますか。]

「電気の供給を受ける契約」の阻害要因としては、「二酸化炭素排出係数などの評価項目、配点等の基準設定が難しい」、「環境配慮契約の制度自体を理解できていない」、「電力の安定供給に懸念がある」がいずれも3割強となっている。

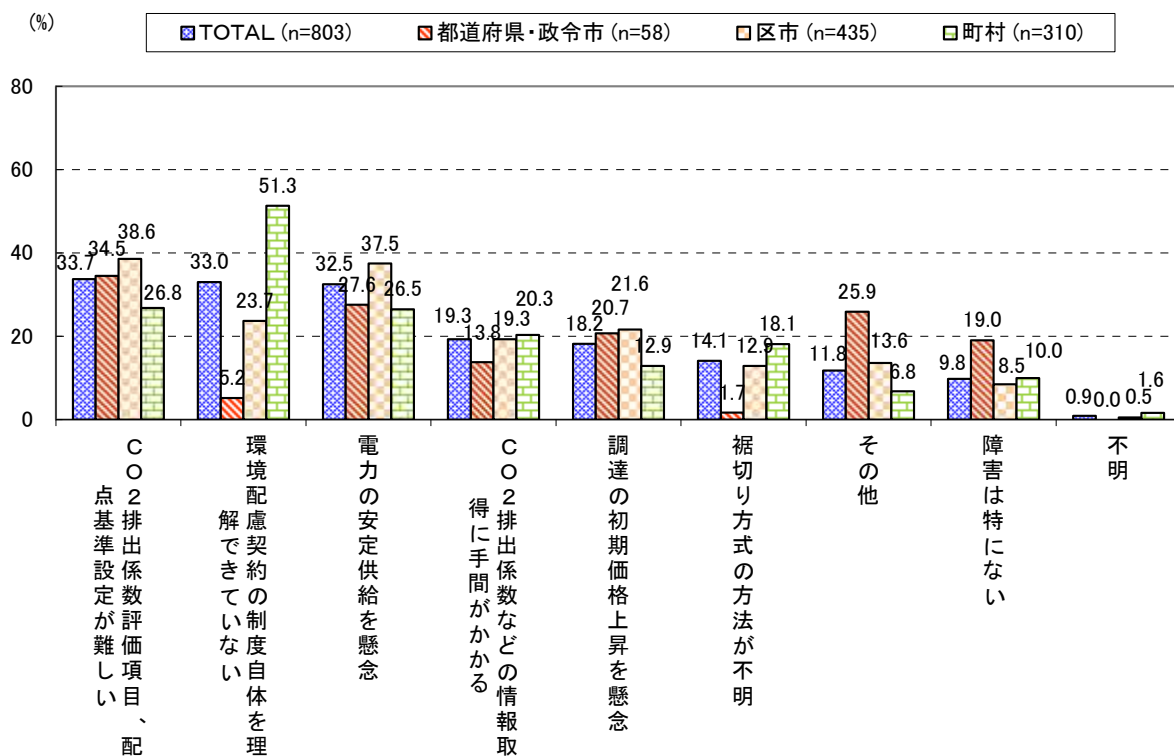


図4-3-1 「電気の供給を受ける契約」の阻害要因

問5 自動車の購入及び賃貸借に係る契約の取組状況

[問5 貴団体では、自動車の購入及び賃貸借に係る契約について、組織的に環境配慮契約に取り組まれていますか。]

「自動車の購入・賃貸借に係る契約」については、都道府県・政令市は1割が「全庁的に取り組んでいる」としているものの、全体の88.6%は「現在のところ取り組む予定なし」と回答している。

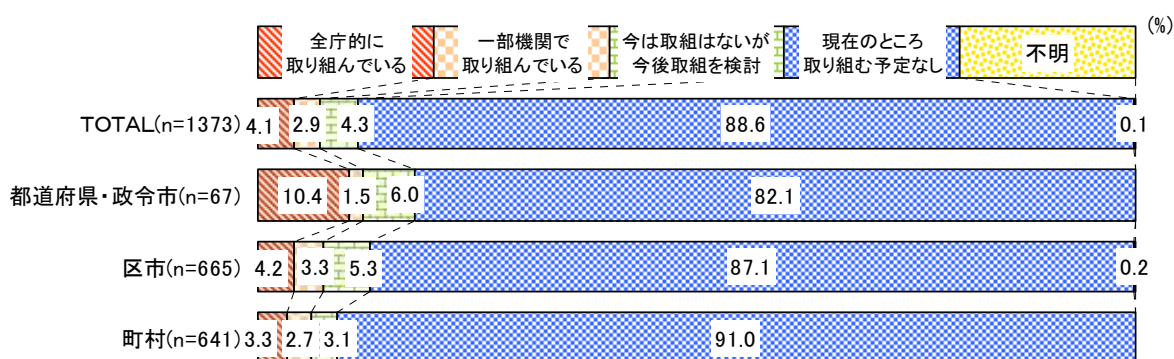


図5-1 「自動車の購入及び賃貸借に係る契約」の取組状況

問5-1 自動車の購入及び賃貸借に係る契約の内容

[問5-1 貴団体の自動車の購入及び賃貸借に係る契約についてお答えください。]

何らかの取組を行っていると回答した96団体にその内容を聴取したところ、「燃

費を評価項目とした総合評価落札方式を採用」との回答は 16.7%となり、その他の回答が多くみられた。具体的には、「燃費等を評価項目とした最低価格落札方式」等、グリーン購入法に基づく調達が多くあげられた。

表5-1-1 「自動車の購入及び賃貸借に係る契約」の内容

上段:度数 下段:%	燃費を評価項目とした総合評価落札方式を採用	独自の評価項目を設定し、総合評価落札方式を採用	その他	
TOTAL	96	16	10	72
	100	16.7	10.4	75.0
都道府県・政令市	8	2	1	6
	100	25.0	12.5	75.0
区市	50	7	7	36
	100	14.0	14.0	72.0
町村	38	7	2	30
	100	18.4	5.3	78.9

問5-3 自動車の購入及び賃貸借に係る契約の阻害要因

[問5-3 貴団体が、自動車の購入及び賃貸借に係る契約において環境配慮契約に取り組むに当たって障害になっていることはありますか。]

阻害要因としては、都道府県・政令市では「グリーン購入法を実施しており必要性を感じられない」が6割を占め、区市、町村では「調達台数が少なく必要性を感じられない」が高くなっている。

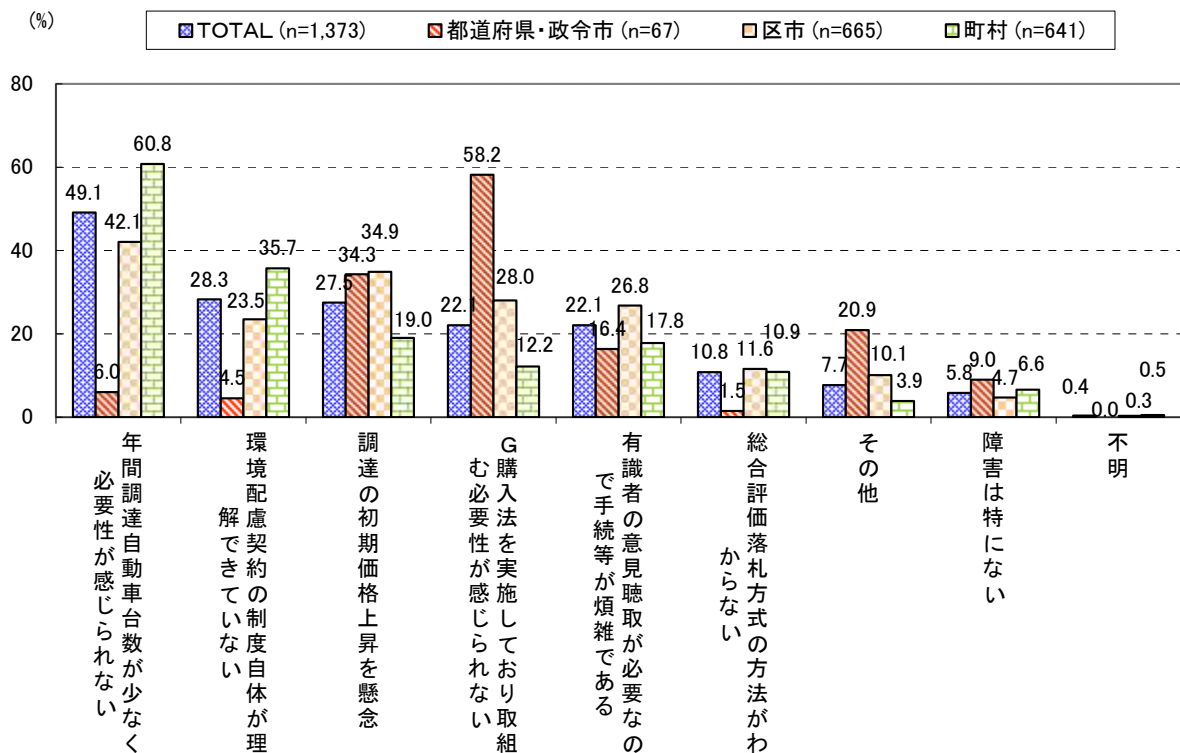


図5-3-1 「自動車の購入及び賃貸借に係る契約」の阻害要因

問6 船舶の調達に係る契約の取組状況

[問6 貴団体では、船舶の設計を発注する契約、小型船舶の調達に係る契約について、組織的に環境配慮契約に取り組まれていますか。]

「船舶の調達に係る契約」については、「船舶の設計の発注や小型船舶の調達がない」とする回答が全体の87.3%、区市、町村では9割を超えている。

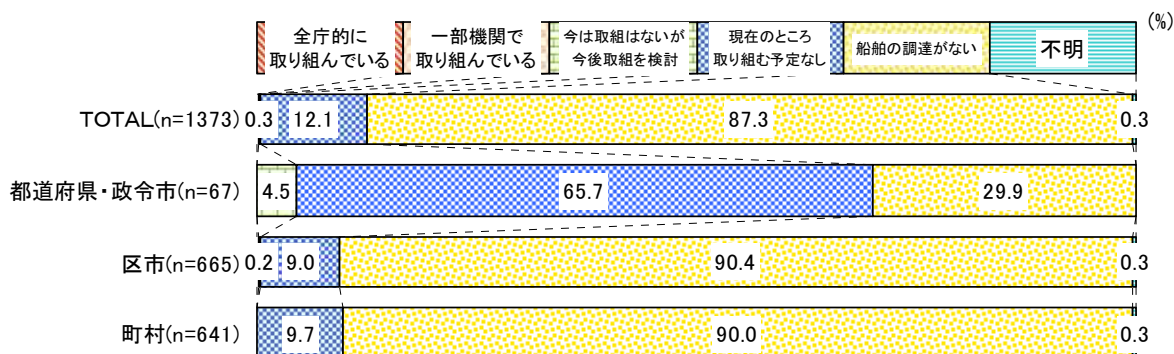


図6-1 「船舶の調達に係る契約」の取組状況

問6-1 船舶の設計を発注する契約の内容

[問6-1 船舶の設計を発注する契約における貴団体の契約状況についてお答えください。]

「一部機関で取り組んでいる」と回答した区市1団体にその内容を聴取したところ、「独自の評価項目を設定しプロポーザル方式を採用」しており、具体的には「船型、省エネ効果、環境負荷低減、外観デザイン等のテーマを設けた」であった。

表6-1-1 「船舶の調達に係る契約」の内容

上段:度数 下段:%	独自の評価項目を設定し、プロポーザル方式を採用		国の推奨する環境配慮型船舶プロポーザル方式を採用		独自の評価項目を設定し、総合評価落札方式を採用		その他	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
TOTAL	1	100.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0
都道府県・政令市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
区市	1	100.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0
町村	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

問6-5 船舶の調達に係る契約の阻害要因

[問6-5 貴団体が、船舶の調達に係る契約において環境配慮契約に取り組むに当たって障害になっていることはありますか。]

「船舶の調達がない」と回答した団体を除いて阻害要因を聴取したところ、約7割が「調達隻数が少ないため必要性が感じられない」と回答している。

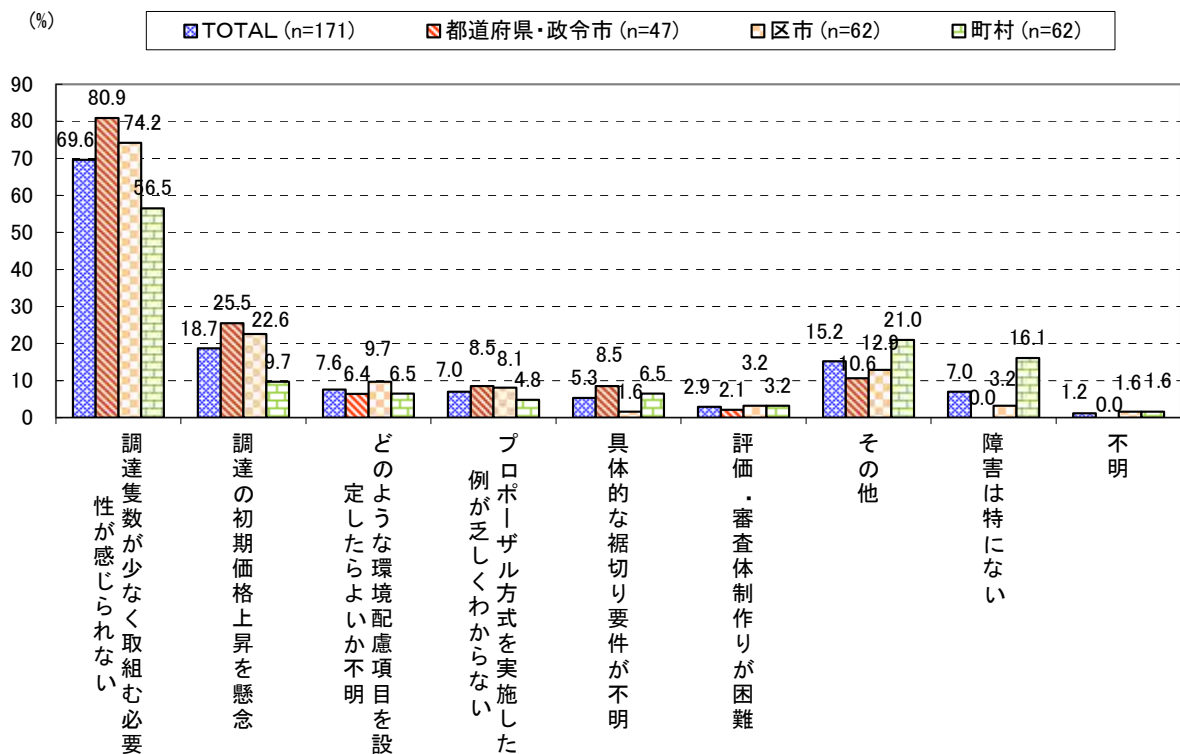


図6-5-1 「船舶の調達に係る契約」の阻害要因

問7 ESCO事業に係る契約の取組状況

[問7 貴団体では、ESCO事業（フィージビリティ・スタディを含む）又は省エネに係る工事（ESCO事業以外の設備改修等の工事）を実施した実績がありますか。]

「ESCO事業に係る契約」の実施実績については、都道府県・政令市で55.2%にのぼるものの、区市では10.2%、町村では4.2%にとどまっている。

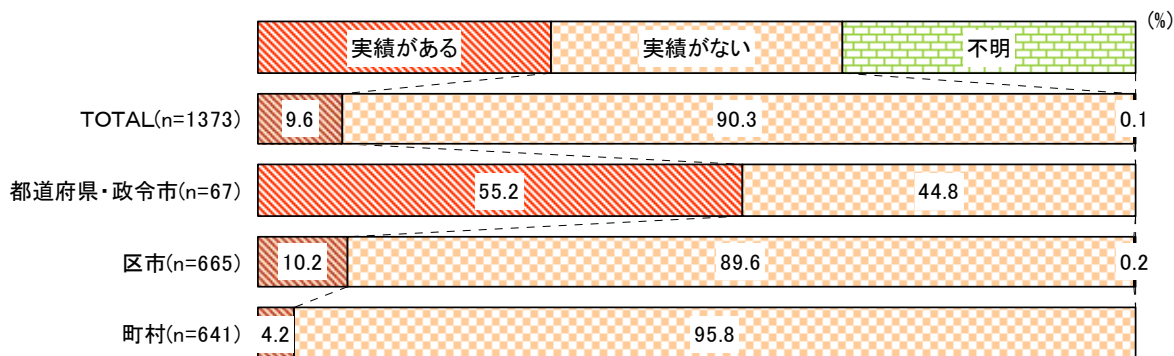


図7-1 「ESCO事業に係る契約」の実施実績

問7-3 ESCO事業に係る契約の阻害要因

[問7-3 貴団体が、省エネルギー改修事業(ESCO事業)に係る契約において環境配慮契約に取り組むに当たって障害になっていることはありますか。]

阻害要因としては、町村で「制度自体が理解できていない」が4割となっているほか、都道府県・政令市や区市では「多額の初期投資を予算化することが難しい」

があげられている。

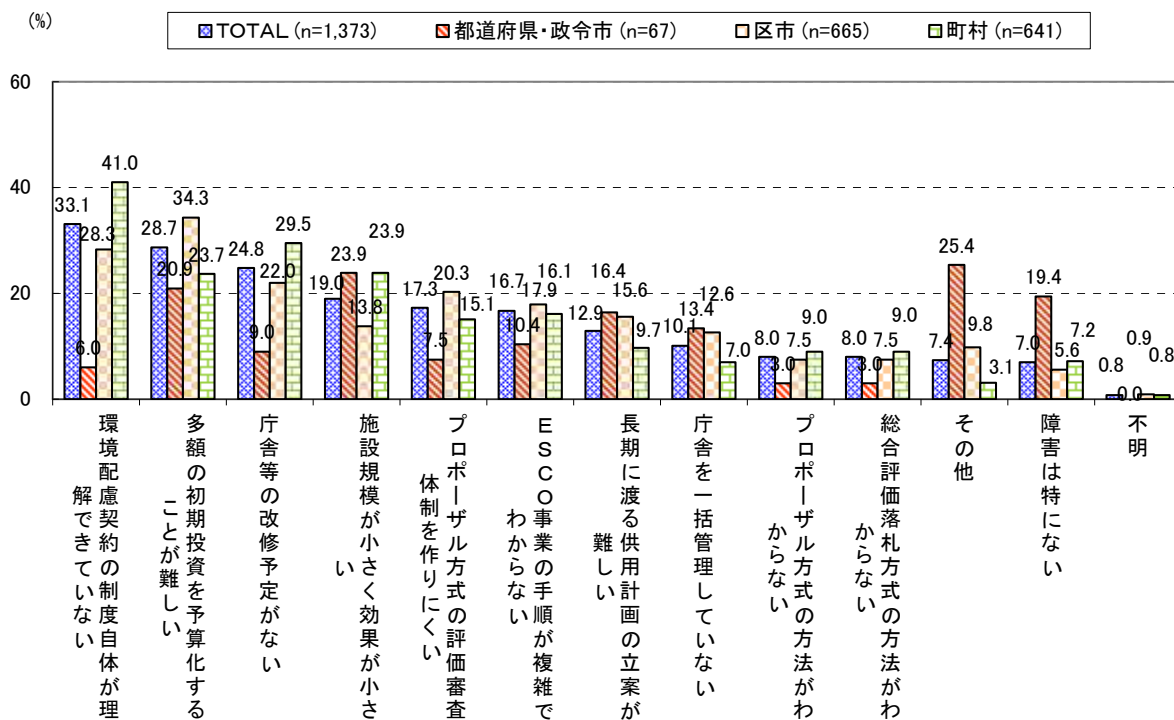


図7-3-1 「ESCO事業に係る契約」の阻害要因

問7-4 省エネチューニングの認知度

[問7-4 貴団体では、省エネチューニングをご存知ですか。]

「省エネチューニング」については、都道府県・政令市の5割が認知しているものの、全体では7割弱が「聞いたことがない」と回答している。

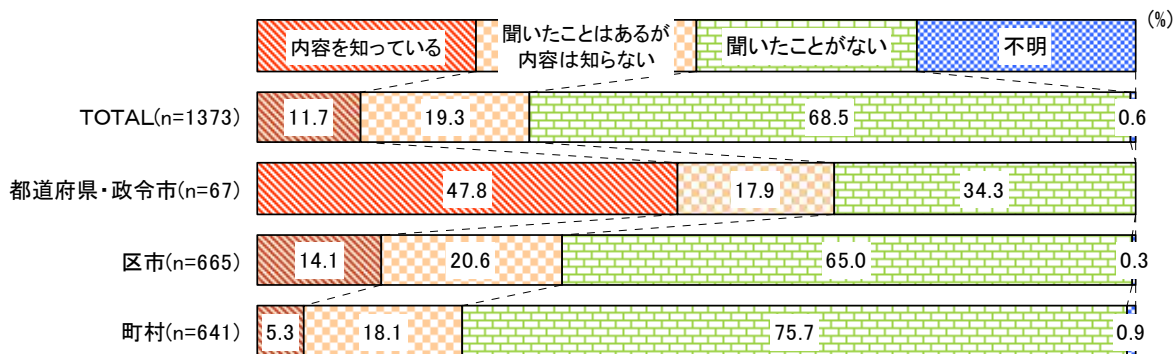


図7-4-1 「省エネチューニング」の認知状況

問7-5 省エネチューニングの実施検討状況

[問7-5 貴団体では、省エネチューニングを実施、もしくは検討されていますか。]

「内容を知っている」と回答した160団体に、実施・検討状況を聴取したところ、半数強が「実施したことがある」と回答、「これから検討する」も含めると8割が実施あるいは検討をしていた。

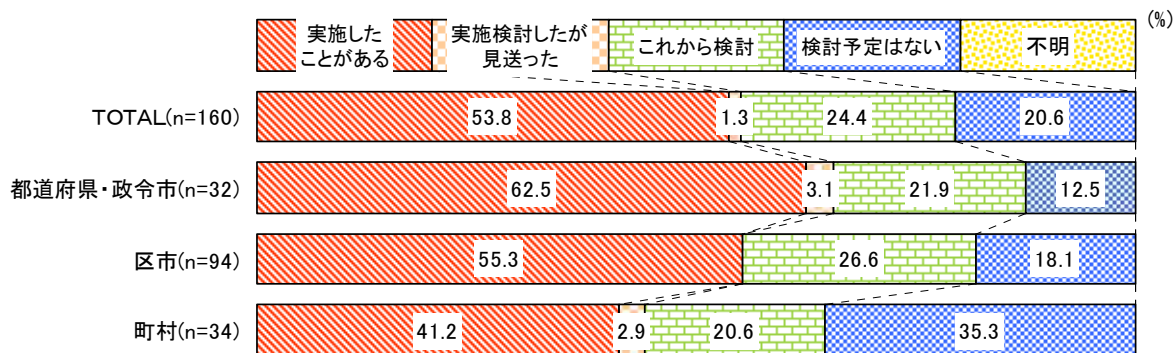


図7-5-1 「省エネチューニング」の実施・検討状況

問7-6 省エネチューニングの実施検討意向

[問7-6 貴団体では、今後、省エネチューニングの実施を検討されますか。]

一方、「聞いたことがない」あるいは「聞いたことはあるが内容を知らない」と回答した団体に、今後の実施検討予定を聴取したところ、3分の1が「実施を検討したい」と回答した。



図7-6-1 「省エネチューニング」の今後の実施・検討予定

問8 建築物の設計に関する契約の契約状況

[問8 建築物の設計に関する契約における貴団体の契約状況についてお答えください。]

「建築物の設計に関する契約」については、都道府県・政令市は3割が取組中あるいは取組意向を示している一方で、区市、町村は8割前後が「現在のところ取組予定なし」と回答している。

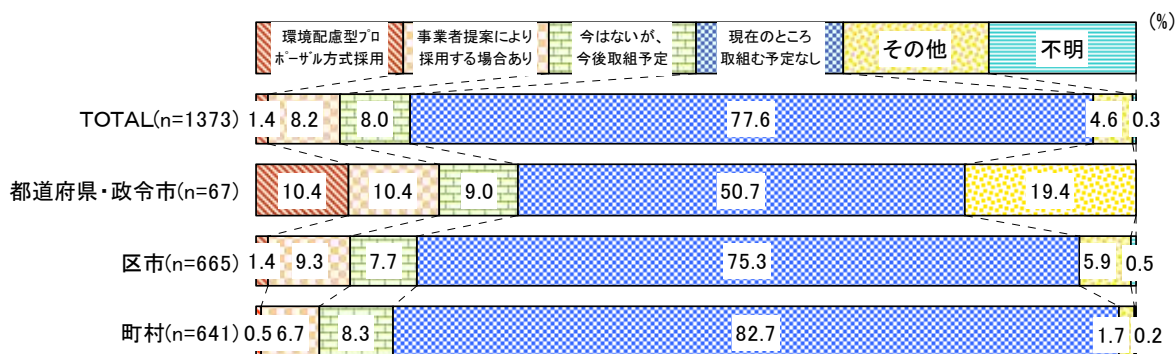


図8-1 「建築物の設計に関する契約」の取組状況

問8-2 建築物の設計に関する契約の阻害要因

[問8-2 貴団体が、建築物の設計に関する契約において環境配慮契約に取り組むに当たって障害になっていることはありますか。]

阻害要因としては、「技術提案にどのような環境配慮項目を設定すべきかわからない」、「プロポーザル方式を実施した例が乏しくよくわからない」等が挙げられている。

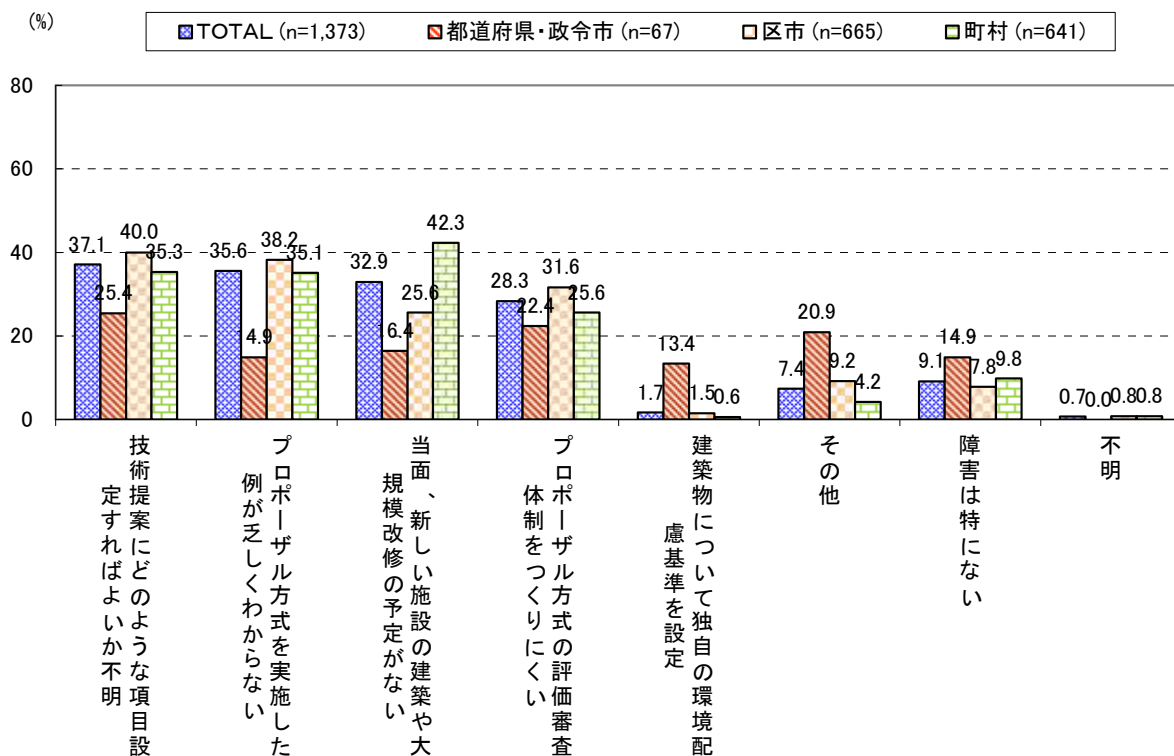


図8-2-1 「建築物の設計に関する契約」の阻害要因

問9 環境配慮契約に取り組む上での阻害要因

[問9 貴団体が環境配慮契約に取り組む上で、どのような阻害要因が考えられますか。]

環境配慮契約に取り組む上での阻害要因は、区市、町村を中心に、全体として「人的余裕がない、担当者の負担増」47.2%、「財政的な余裕がない」40.8%と続いている。都道府県・政令市では、「各課部局で契約が行われているため、一括した環境配慮契約ができない」が最も大きな要因としてあげられている。

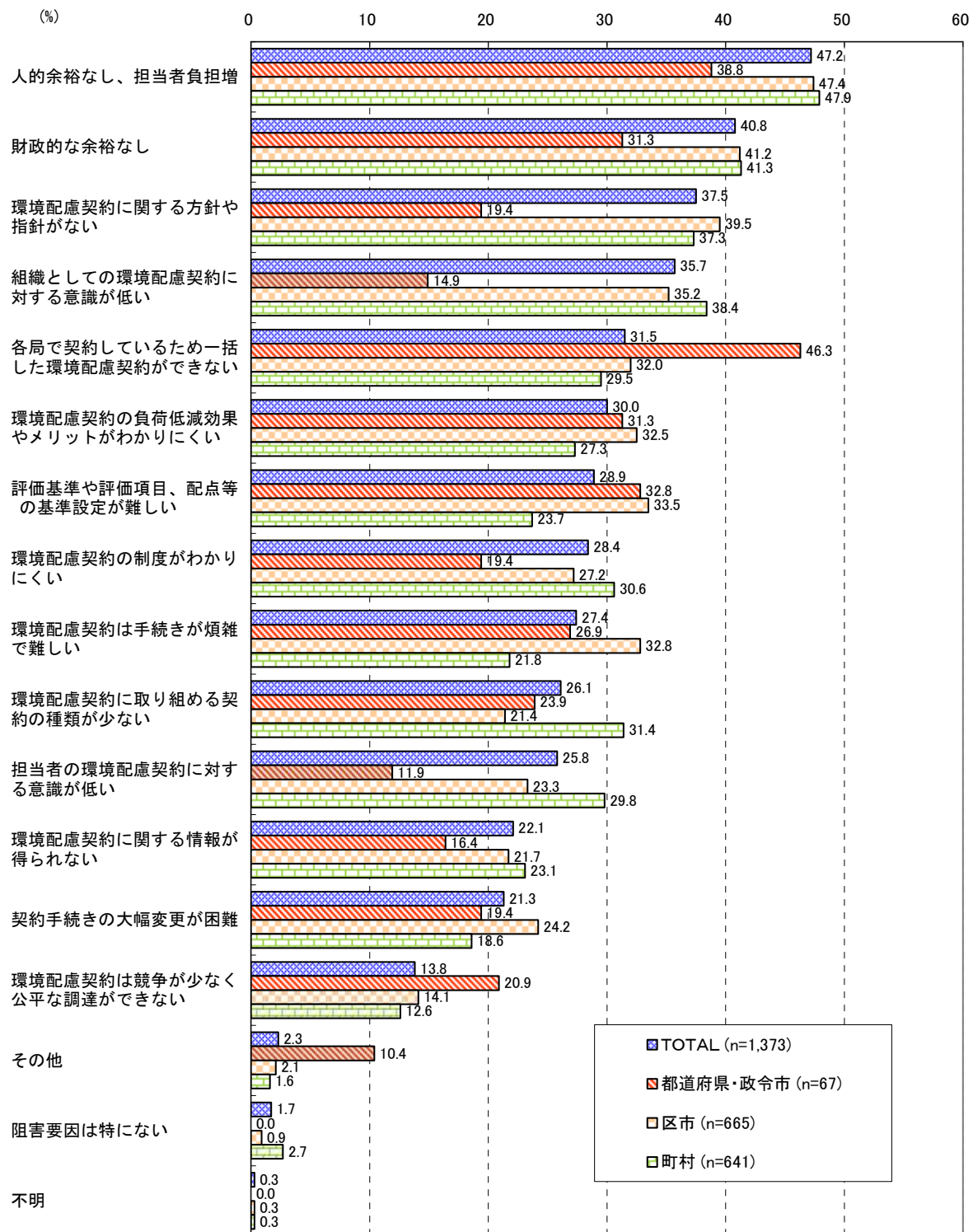


図9-1 環境配慮契約に取り組む上での阻害要因

問 10 環境配慮契約の進展のために必要な国の取組

[問 10 環境配慮契約の進展のために、国としてどのような取組を進めるべきと考えられますか。国として取り組むべきと考えられるものをお答えください。]

環境配慮契約の進展のために、国が取り組むべきものとしては、「他の地方公共団体の取組状況に関する情報提供」47.7%、「環境配慮契約の環境負荷低減効果、メリットに関する情報提供」41.4%等となっている。

(%)

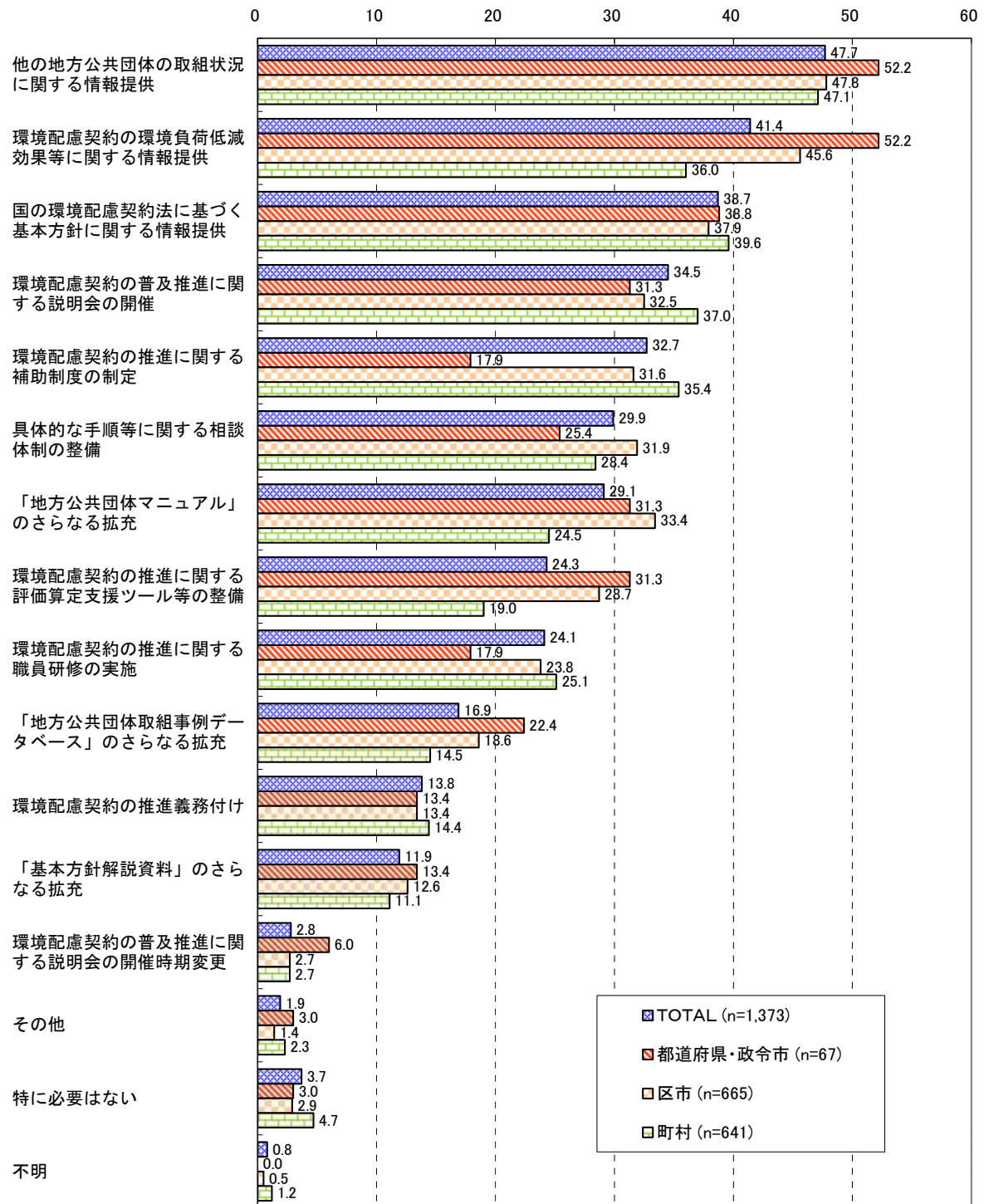
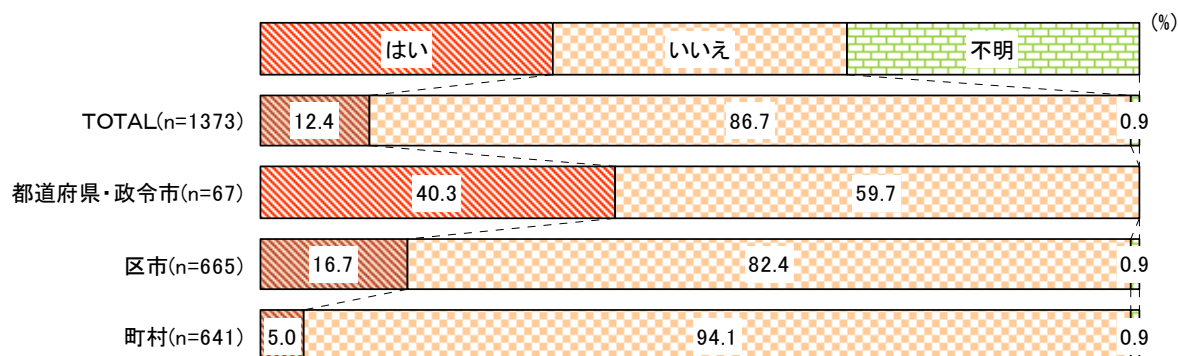


図10-1 環境配慮契約の進展のために必要な国の取組

F 1 環境配慮契約法基本方針全国説明会への参加状況

[F 1 環境配慮契約法基本方針説明会に参加されたことはありますか。]

環境配慮契約の進展のために必要な国の取組として、34.5%が「環境配慮契約法基本方針全国説明会」をあげているものの、これまでの全国説明会への参加状況を聴取すると、都道府県・政令市では4割、全体では12.4%となっていた。町村では5.0%にとどまっている。

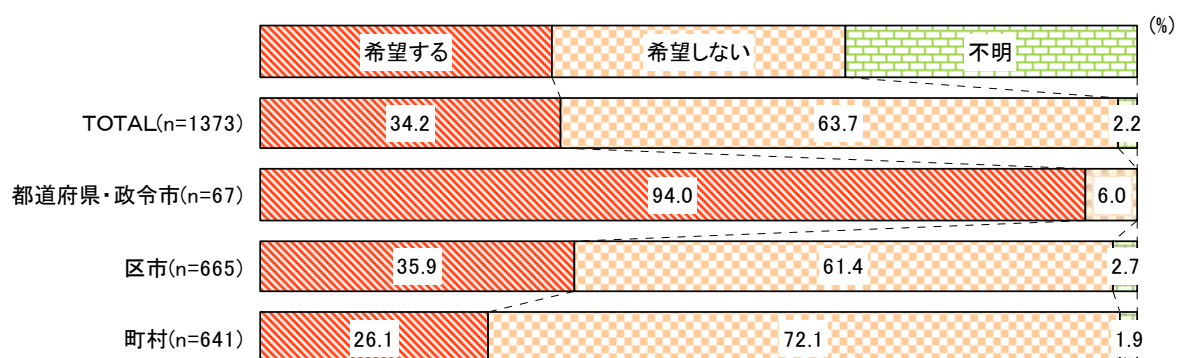


図F-1 環境配慮契約法基本方針全国説明会への参加状況

F 2 今年度の環境配慮契約法基本方針全国説明会への参加意向

[F 2 今年度の説明会（2～3月頃）への出席を希望されますか。]

今年度末の全国説明会への出席意向を聴取したところ、都道府県・政令市はほぼ全ての団体が、全体では3分の1が「希望する」と回答した。



図F-2 24年度全国説明会への出席意向

問 11 自由回答

[問 11 環境配慮契約全般に関するご意見、ご要望、今後の課題等がございましたらご記入ください。]
自由回答では、次のような回答が得られた。

- 関係部署間の連携に伴う課題に関する指摘
 - 趣旨は理解できるが実際の事務処理を契約担当部署だけで取り組むことは困難
 - 契約全般を総括する部署がなく各課対応
 - 環境配慮契約の担当部署が現状無く、どこが主となり事務をすべきか判断できない
 - 契約は各部署で担当しており意識付けが難しい。今後は環境配慮契約の主管部署を決めて方向性や方針の策定を検討していく必要あり
 - 契約部門と環境部門が別部署で関与が難しい（以上、区市）
 - 関係部署が多く調整に困難を伴う
 - 入札担当部署と調整しながら進める必要があり時間を要する（以上、都道府県・政令市）
- 地元企業への配慮の声
 - 経済状況を考慮すると地域事業者へ配慮せざるを得ない
 - 地元業者が参入しづらくなる（以上、区市）
- 全国説明会等に対する要望
 - 各県単位の会場における職員研修を希望（町村）
 - 説明会を県内で開催してほしい（区市）
 - 大都市だけでなく、全都道府県で研修を実施してほしい（区市）
 - 説明会開催場所を可能な限り都道府県単位で実施してほしい（区市）
 - 説明会は年度末ではなく9月～10月ごろが適当（区市）
 - 説明会開催時期（年度末）を夏・秋ごろに実施してほしい（区市）
 - 説明会の日程が繁忙期と重なるため、時期を変更してほしい（区市）